

入札参加要領		
入札参加資格		<p>①公告日から落札決定までの期間に、世田谷区の契約に係る入札参加停止処分を受けていない者であること。</p> <p>②世田谷区契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。</p>
参加申込	様式	様式「入札参加表明書」
	申込方法	申込先にメールにて入札参加の意思表示をしてください。
	申込期日	令和6年1月19日（金）午後5時00分まで
入札	様式	様式「入札書」、「入札内訳書」 ※入札内訳書の書式は任意
	入札日時	令和6年1月23日（火）午前11時30分
	入札方法	<p>①封筒に入れ封印を押してください。</p> <p>②入札価格は総額を消費税（消費税及び地方消費税）込みで記載してください。</p> <p>③入札金額内訳が分かる入札内訳書（任意書式）を入札書に添付してください。</p>
	入札 投函場所	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 本部ビル</p> <p>〒154-0017 東京都世田谷区世田谷 1-23-2 3階A会議室</p>
	その他	<p>①1回目の入札で、予定価格以下の入札価格がない時は、最低価格の入札書を投函した応募者と交渉させていただきます。その結果不調になった場合、再入札とします。</p> <p>②予定価格と同額または下回る最低価格の入札書が複数の場合は、くじ引きを行います。</p>
質疑応答	質問方法	下記「問い合わせ先」にお問い合わせください。
	質問期日	令和6年1月19日（金）午後5時00分まで
申込先・問い合わせ先	<p>社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 経営企画課経営企画係 松井</p> <p>電話：03-5450-8595（平日9:00～17:00）E-mail：a_matsui@setagayaj.or.jp</p>	

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団
理事長 様

入札参加表明書

入札参加要領に記載の入札参加資格を満たしているため、下記入札に参加します。

入札件名	
入札日時	
会社名	印
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

入札書

1. 件名 DS第一ビル2階・3階原状回復工事契約

2. 金額（消費税込み）

億	千	百	十	万	千	百	十	円

入札参加要領に記載の参加資格を満たしているため、
上記の金額をもって請負いたします。

年 月 日

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団 理事長 様

(入札者) 所在地

(住所)

社名

代表者

氏名

印

DS第一ビル2階・3階原状回復工事契約 仕様書

項目	内容
1 件 名	DS第一ビル2階・3階原状回復工事
2 履行場所	東京都世田谷区世田谷1-23-2 DS第一ビル 2階事務室部分床面積 250.52㎡ 3階事務室部分床面積 250.52㎡ 合計 501.04㎡ ※共用部分（階段及び給湯室・トイレ）を除く
3 履行期間	令和6年4月1日から令和6年5月31日まで
4 主 旨	この仕様書は、DS第一ビルの2階、3階部分の原状回復工事の適正な施工を図るため、請負人がしなければならない工事の仕様を示すものである。
5 工事の目的	2に記載の箇所から社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団が退去するに伴い、原状回復工事を実施する。
6 建物概要	(1) 竣工年月日 平成14年9月30日 (2) 築年数 21年6ヶ月（令和6年4月1日時点） (3) 構造 鉄骨造・準耐火 (4) 階数 地上3階、塔屋1階、地階無し (5) 防火地域 準防火
7 工事条件	(1) 工事時間 原則として平日・土の8:00~18:00まで (2) 工事区画 1階テナントを除く全区域 ※工事対象区画は2階、3階の事務所スペース。 ※共用部は工事対象外 搬出・搬入路としての使用可。 ※1階テナントの来客や営業には十分配慮すること。 (3) 事業団供給物 工事用電力・工事用水・トイレ・エレベーター 駐車スペース・産廃コンテナ置き場 (4) 煙感知器や誘導灯、照明等 撤去及び移動無し。現位置保持 (5) 現使用天井石膏ボード 準不燃第2016号 (6) 共用部分 原則共用部分は対象外だが、共用部側の入口建具の 枠及び扉の塗装・補修は原状回復対象とする。 (7) OA床は存置する。
8 用語の定義	
8-1 事業団	事業団とは、工事発注者である社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及びその法人の指定する本工事担当者を指す。
8-2 請負人	請負人は、本契約工事を世田谷区社会福祉事業団と契約した法人を指し、本契約工事全体の工事管理を行う。
8-3 現場責任者	現場責任者は、請負人が事業団に通知する建築工事・電気設備工事・機械設備工事の現場責任者であり、各工事業務を指揮監督し、工程管理、人材管理、安全管理、コスト管理等各工事の調整ができる者とする。
8-4 指示	指示とは、事業団が請負人に対し工事業務に関する方針、基準、計画などを示し実施させることをいう。
8-5 承諾	承諾とは、請負人の発議に対し請負人が事業団に報告し、事業団が了解することをいう。
8-6 協議	協議とは、事業団と請負人が対等の立場で合議することをいう。

項目	内容
9 建築工事	詳細は図面のとおり ※図面入手は申請が必要（16-（3））
9-1 仮設工事	<ul style="list-style-type: none"> （1）仮囲い <ul style="list-style-type: none"> ①作業区画立ち入り禁止処置 ②産業廃棄物コンテナ廻り （2）養生作業 <ul style="list-style-type: none"> ①共用廊下 ②エレベーター （3）内部足場（立ち馬・足場板等） （4）清掃作業（整理清掃及び竣工清掃） （5）発生材処分作業
9-2 塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> （1）既存鋼製建具塗替え、既存木製建具塗替え ※共用部入口両側金具含む （2）養生作業
9-3 内装工事	<ul style="list-style-type: none"> （1）床 <ul style="list-style-type: none"> ①タイルカーペット剥がし ②タイルカーペット処分作業 ③タイルカーペットの貼替えなし※次テナントが用意 （2）天井 <ul style="list-style-type: none"> ①既存準不燃化粧石膏ボード撤去 ②準不燃化粧石膏ボード貼り替え ③補足軽天材敷設 ④塩ビ製廻り縁敷設 ⑤撤去材処分作業 （3）巾木 <ul style="list-style-type: none"> ①ソフト巾木貼り替え ②撤去材処分作業 （4）壁 <ul style="list-style-type: none"> ①準不燃材のビニールクロスに貼り替え ②壁破損部のプラスターボード貼り替え ③撤去材処分作業 （5）建具（3階スライディングウォール） <ul style="list-style-type: none"> ①準不燃材のビニールクロスに貼り替え ②スライディングボード小口モヘア補修
9-4 解体工事	<ul style="list-style-type: none"> （1）ブラインド撤去 20枚 （2）パーテーション撤去 （3）ウィンドウ換気扇撤去 ※2階休憩室窓設置 （4）解体撤去材の運搬処分 （5）<u>3階にある事業団が存置を指定するパーテーション及びスライディングウォールに留意すること。</u>
10 電気工事	<ul style="list-style-type: none"> （1）電気設備解体・撤去作業 <ul style="list-style-type: none"> ① 床下不要電線（LAN配線やハーネスジョイントボックスから先のテーブルタップコンセント、電話線等） （2）天井石膏ボード貼り替えに伴う作業 <ul style="list-style-type: none"> ① 非常灯復旧作業 10台 ② 誘導灯復旧作業 4台 ③ 埋め込みベースライト復旧作業 75台 ④ 煙・熱感知器取り外し再取付作業 12台
11 機械設備工事	<ul style="list-style-type: none"> （1）パッケージエアコン室内機 薬品洗浄作業 <ul style="list-style-type: none"> ① パッケージエアコン 20台 （2）天井扇清掃（パネルは薬品洗浄、機械等は埃を取る作業） <ul style="list-style-type: none"> ① 換気扇 14台

項目	内容
1 2 適用範囲	現場の施行に際して、以下の点に注意すること。 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、または工事の性質上当然必要と思われるものについては、記載の有無にかかわらず、工事請負人の責任においてすべて完備すること。
1 3 現場の施工	施工は事業団の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。
1 3-1 施工	(1) 本工事は、1階のテナント及び周辺住民に、騒音・振動・臭気の影響を及ぼさないように配慮して施工すること。 (2) 共用部等は、床・エレベーター等の養生を行い、建物を損傷させないように行うこと。
1 3-2 安全管理	(1) 工事の施工にあたっては常に細心の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万が一人身事故が発生した場合は、現場責任者は速やかに事業団に報告するとともに、適切な事後対応を行うこと。 (2) 工事中は適切な人員を配置し、現場の整理整頓に努めること。 (3) 工事中に事故が発生した場合は、現場責任者はただちに適正な措置を講じるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容についてすみやかに事業団委報告すること。 (4) 危険物を使用する場合は、保管及び取り扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。 (5) 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ事業団に使用許可願を提出し、承諾を得ること。 (6) 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、事業団の承諾を得てその区域へ適当な柵等を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。
1 3-3 現場管理	整理整頓を励行し、火災・盗難等の事故防止に努めること。また、本工事は建物を運転しながらの工事になるため、定期点検等に支障が生じないように十分配慮すること。
1 3-4 仮設	(1) 本工事に必要な電気及び水道は、事業団が負担する。 (2) 事業団は敷地内駐車場に産業廃棄物コンテナ置き場1か所及び車両2台分のスペースを用意する。
1 3-5 発生材の処理	本工事における発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。請負人は、産業廃棄物の処理は都道府県知事等の許可を有する産業廃棄物処理業者へ委託し、マニフェスト(A票、B-2票、D票、E票)を工事報告書にまとめて事業団に提出すること。
1 3-6 復旧	他の設備、既存物の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、事業団と協議の上、請負人負担で速やかに復旧すること。
1 3-7 工事期間中の措置	(1) 工事期間中は、1階のテナントに高齢者等が来館する施設であることに配慮し、通行に支障が無いように工事を施工すること。 (2) 敷地内での工事車両の駐車及び産廃コンテナは、事業団が指定する場所を使用すること。 (3) 搬出・搬入作業等で公道を使用する際は、通行人や車両に接触が無いよう安全管理を行うこと。

項目	内容
13-8 工事終了後の措置	工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は、速やかに場外に搬出するとともに、共用部も含め後片付け及び清掃を行うこと。
14 報告	(1) 請負人及びその現場責任者は必ず連絡できる手段を事業団に提出すること。 (2) 工事行程に遅延が生じる場合は速やかに事業団に連絡し、協議を行うこと。
15 工事の完了	請負人は、工事業務作業終了後に以下の書類を事業団に提出する。
15-1 業務の完了	(1) 完成図書 2部 (2) 施工写真 2部 (3) 請求書
15-2 完成図書	完成図書は、工事業務の成果となるものであり、請負人は記録をまとめて作成し、事業団に提出する。 (1) 工事担当者勤務表 (指定なし) (2) 発生材処分証明書類 (マニフェスト) (3) 工事写真 (各要所の工事前・工事中・工事後)
15-3 作成要領	作成要領は次のとおりとする (1) 完成図書は、記録を清書し、工事毎に整理して1冊のファイルに綴じこむ。 (2) ファイルはA4サイズとし、左綴じ見開きとする。 (3) A4以上のサイズの書類はA4サイズに折り込む。
15-4 表紙の記載	表紙は黒文字・横書きとし、次の項目を記載する。 (1) 年度 実施年度を記載する。 (2) 工事名称 工事請負契約書と同じ名称にする。 (3) 完成図書 「DS第一ビル2階・3階原状回復工事」 (4) 年 月 日 完成図書提出日 (5) 請負人名 施工業者名を記載する。
16 その他	(1) 別紙「請負契約に関する特記事項」を遵守すること。 (2) 本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は、事業団と協議を行い指示に従うこと。 (3) 建物図面については、担当者 (a_matsui@setagayaj.or.jp)あてに社名・住所・担当者名・入札参加検討の旨を明記のうえでメールで申請すること。

請負契約に関する特記事項

社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団を甲、受託者を乙とし、以下事項を定める。

(秘密保持義務)

1. 乙は、この契約の履行により直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

また、契約期間満了後も同様とする。

(再委託の禁止)

2. 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。
ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要がある時は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を甲に通知し、甲の承諾を得なければならない。

また、再受託者にも、この契約を遵守させなければならない。

(目的外使用及び外部提供の禁止)

3. 乙は、個人情報を甲の指示する目的外に使用してはならない。

また、第三者に提供してはならない。

(返還)

4. 乙は、契約を終了したとき、また甲が個人情報の提供を請求したときは、その保有する個人情報を直ちに甲に返還しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

5. 乙は、個人情報の全部、または一部を甲の許可なく複写し、または複製してはならない。

甲の許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却または裁断等により利用できないよう処分しなければならない。

(授受及び保管)

6. 乙は、個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。

(立ち入り検査及び調査)

7. 甲は、個人情報の管理状況について、随時立ち入り検査または調査をし、乙に対して必要な報告を求め、または請負業務の処理に関して指示を与えることが出来る。

(事故の報告)

8. 乙は、事故が生じた時は、直ちに甲に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(反社会的勢力の排除)

9. 甲、乙は次の各号の事項を確約する。

① 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

③ 自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

10. 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。この場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

ア 前項①又は②の確約に反する申告をしたことが判明した場合

イ 前項③の確約に反し契約をしたことが判明した場合

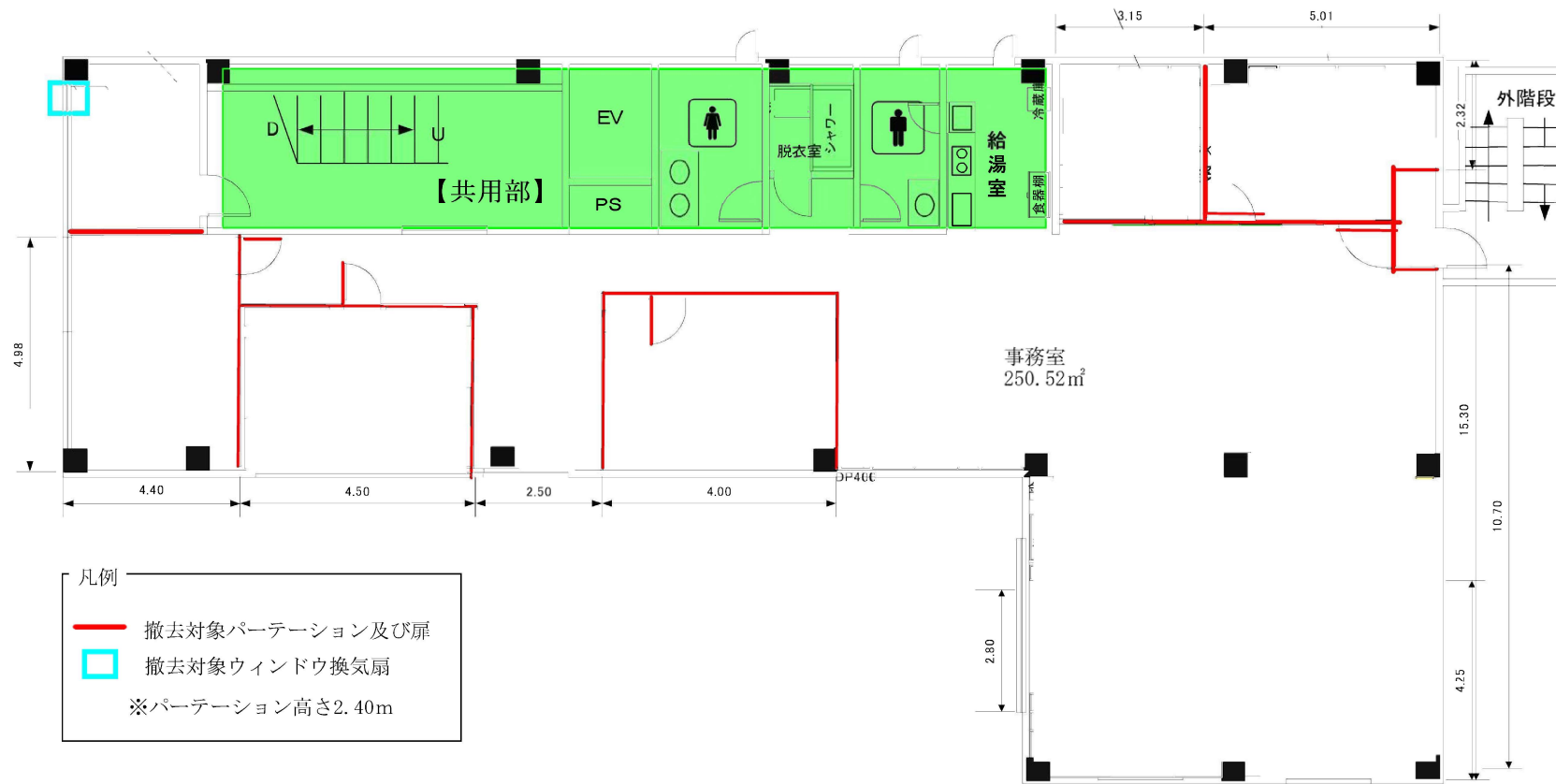
ウ 前項④の確約に反する行為をした場合

(契約解除)

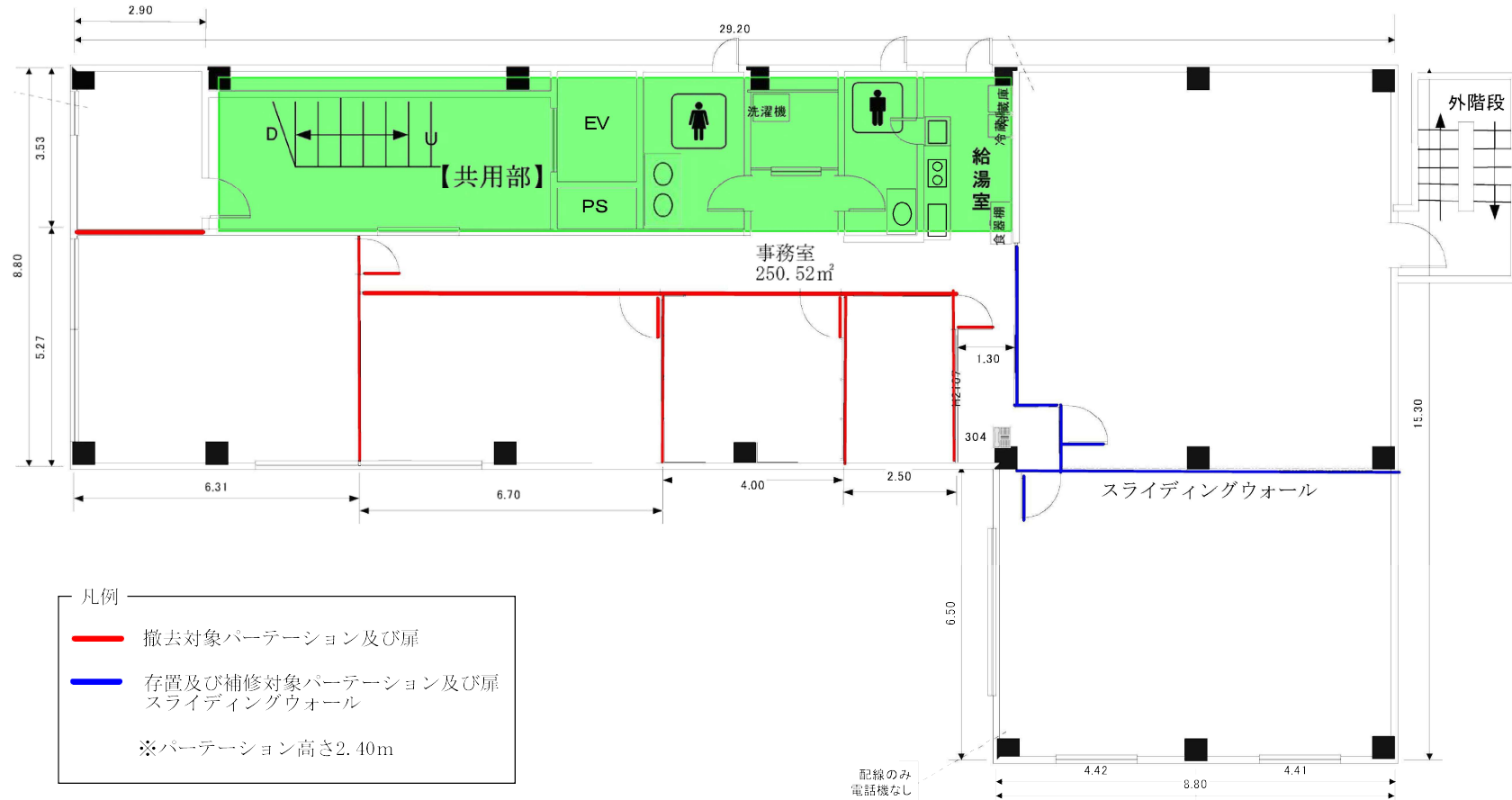
11. 甲又は乙は不測の事態等により契約履行が困難となった場合には、3か月前までに相手方に書面で通知することにより、本契約を解除することができる。

この場合、甲は乙に対し、履行完了分までの費用を支払うものとし、解除により生じる損害について一切の賠償を負わない。

DS第一ビル平面図（解体工事パーテーション等（修正）①）

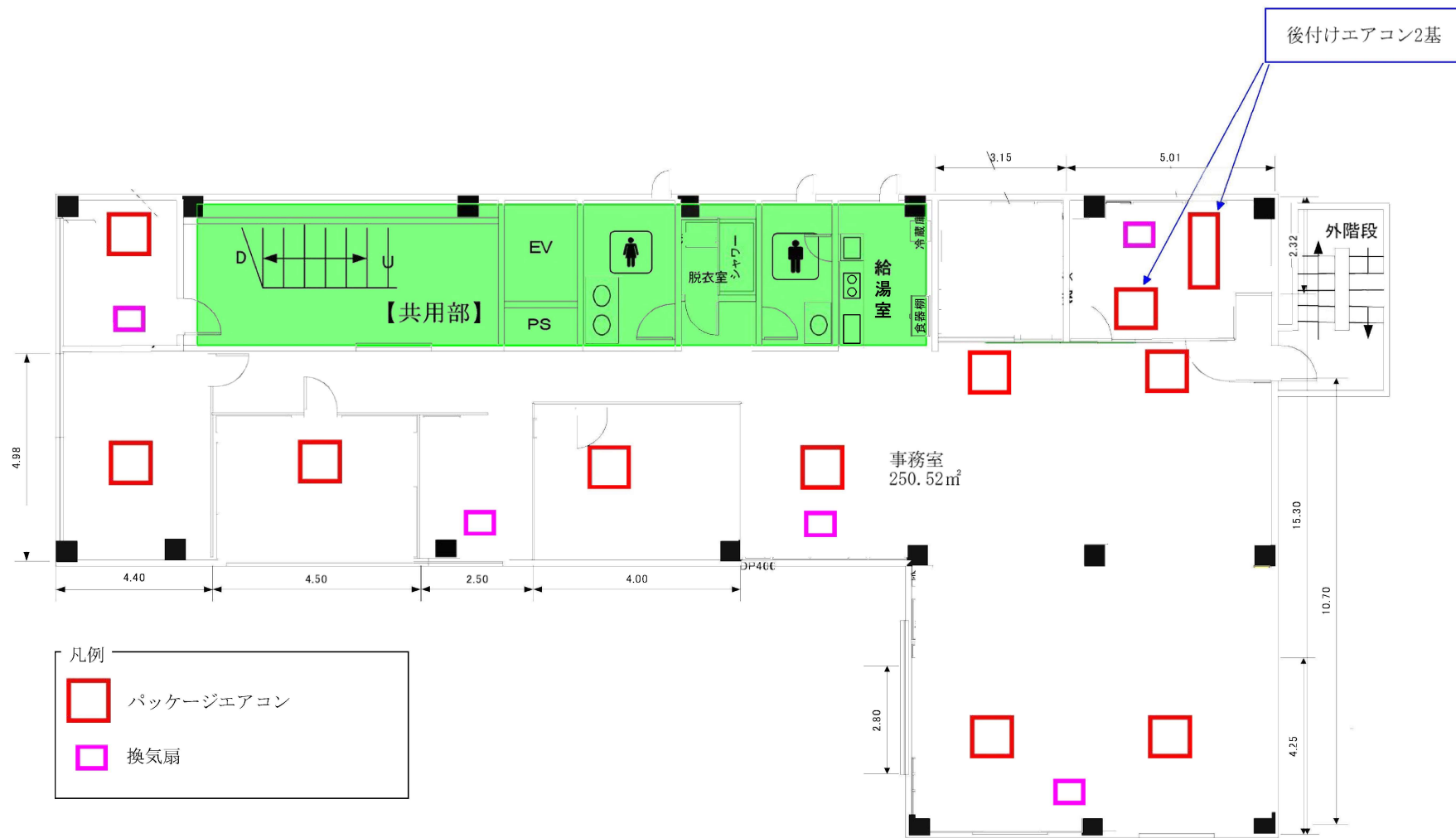


DS第一ビル平面図（解体工事パーテーション等（修正）②）



世田谷区社会福祉事業団本部ビル 3F見取り図

DS第一ビル平面図 (エアコン等クリーニング用) ①



DS第一ビル平面図 (エアコン等クリーニング用) ②

